



東剣連発第517号  
令和2年1月23日

理事 殿  
監事  
団体会長

東京都剣道連盟  
会長 千葉胤道  
(公印省略)

### 剣道・居合道・杖道教士称号筆記試験実施要領について

標記について、東剣連発第512号（令和2年1月23日付）で同封致しました書類の8、剣道・居合道および杖道の教士審査会要項における教士の試験方法については、全日本剣道連盟から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

教士称号申請者に周知徹底下さいますようお願い致します。

添付書類：1. 剣道称号「教士」筆記試験実施要領 × 1

~~2. 居合道称号「教士」筆記試験実施要領 × 1~~

~~3. 杖道称号「教士」筆記試験実施要領 × 1~~

【1時限目】 試験時間 13:30~14:20 (50分)

1 指導法

- (1) 「剣道の理念」「剣道修錬の心構え」「剣道指導の心構え」
- (2) 「指導法講習における〔重点事項〕」
- (3) 木刀による剣道基本技稽古法の「指導上の留意事項」

\* 参考資料 [剣道指導要領]

[剣道講習会資料] (平成29年4月1日発行)

(注) ・参考資料は、全日本剣道連盟発行のもの、以下同じ。

出題は参考資料を基にし、回答は選択式、〇×式などによる。

2 試合・審判

- (1) 「有効打突」「禁止行為」「審判」
- (2) 「審判法講習における〔重点事項〕」
- (3) 「審判員の心得」

\* 参考資料 [剣道試合・審判規則、同細則] (平成31年4月1日施行)

[剣道試合・審判・運営要領の手引き] (平成19年3月14日発行)

[剣道講習会資料] (平成29年4月1日発行)

出題は参考資料を基にし、回答は選択式、〇×式などによる。

【2時限目】 試験時間 14:30~15:20 (50分)

1 日本剣道形

- (1) 「日本剣道形講習における〔重点事項〕」、「日本剣道形の審査上の着眼点」
- (2) 「太刀の形七本目」および「小太刀の形三本目」

\* 参考資料 [日本剣道形解説書] (昭和56年12月7日制定)

[剣道講習会資料] (平成29年4月1日発行)

出題は参考資料を基にし、回答は選択式、〇×式などによる。

2 称号・段位

- (1) 「審査員の責務」
- (2) 「段位実技審査の着眼点」

\* 参考資料 [称号・段級位審査規則、同細則、称号・段位審査実施要領]

(平成30年4月1日施行)

出題は参考資料を基にし、回答は選択式、〇×式などによる。

3 健康・安全 下記の2問中1問を出題

- (1) 熱中症の種類、症状および予防対策
- (2) 剣道用具の安全管理

\* 参考資料 [剣道医学Q&A(第3版)] (平成26年12月25日発行以降)

[剣道講習会資料] (平成29年4月1日発行)

回答は記述式による。

【3時限目】 試験時間 15:30~16:30 (60分)

小論文

下記の2問中1問を出題 (約700字程度)

- (1) 剣道における指導のねらい
- (2) 剣道指導者としてのあり方

\* 参考資料 [剣道指導要領]

## 剣道・居合道および杖道教士称号審査会要項

### 1. 受審資格

錬士七段受有者で、七段受有後2年以上を経過（平成30年5月31日以前に取得）した者。

※上記対象者で東京都剣道連盟における級位・段位・称号の審査等に関する規程および実施要領第21条第2項の資格を有する者。なお、講習会の有効期間3年は、平成29年2月以降とする。

※東京都剣道連盟では、上記対象者を称号推薦審議会に諮ったうえ全剣連へ推薦する。

※年齢基準は、審査当日（剣道は令和2年5月6日、居合道・杖道は令和2年5月3日）とする。

### 2. 申込方法

受審希望者は、所定の教士受審申請書（自筆、顔写真貼付、パソコン不可）に講習手帳を添え、加盟団体へ申し込むこと。

加盟団体は、受審希望者の受審申請書と講習手帳を取りまとめ候補者推薦書（一表）を添付して2月20日（木）までに東京都剣道連盟に申し込むこと。なお、受審申請書は必要に応じてコピーすること。

〒105-0004 港区新橋4-24-2 TEL 5405-2166

### 3. 審査の方法

全剣連では、都道府県剣連会長から推薦のあった候補者について、剣道は、日本剣道形、試合・審判、指導法、木刀による剣道基本技稽古法、称号・段位、健康・安全、居合道は、居合（解説）、試合・審判、指導法、称号・段位、健康・安全、杖道は、杖道（解説）、試合・審判、指導法、称号・段位、健康・安全および各々に関する小論文の筆記試験を行い、試験結果を審査会に提出し可否を決定する。

(1) 筆記試験日時 令和2年4月11日（土）

受付開始・終了 12時30分～午後1時

筆記試験開始・終了 午後1時30分～午後4時30分（予定）

(2) 筆記試験会場（別紙案内図参照）

東京都・兵庫県・福岡県の下記3ヶ所で実施。

受審者は試験会場希望地を各加盟団体に申し出ること。

ア 東京都会場 弘済会館 4階会議室（千代田区麹町5-1）電話 03-5276-0333

※交通機関 JR・総武線、中央線 四谷駅下車（麹町出口徒歩5分）

東京メトロ・丸ノ内線、南北線 四谷駅下車（1番出口徒歩5分）

東京メトロ・有楽町線 麹町駅下車（2番出口徒歩5分）

イ 兵庫県会場 神戸市勤労会館（神戸市中央区雲井通5丁目1-2）電話 078-232-1881

ウ 福岡県会場 TKPガーデンシティ博多（アネックス）

（福岡市博多区博多駅前4-11-18 ホテルソライン福岡博多駅前2F）電話 092-433-0520

(2) 試験方法については、後日、各都道府県剣連に通知と全剣連月刊「剣窓」令和2年3月号および全剣連ホームページ（<http://www.kendo.or.jp/>）に掲載する。

(4) 試験会場への携行品 筆記具（鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム）

4. 選考料 1人 2,200円（消費税含む）

5. 審査料 16,500円（全剣連分11,000円、東剣連分5,500円）消費税含む。

※東京都剣道連盟の称号推薦審議会では不合格になった者には返金する。

### 6. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を合格者の登録都道府県剣連に送付する。後日、全剣連月刊「剣窓」6月号および全剣連ホームページ（<http://www.kendo.or.jp/>）に合格者の氏名を掲載する。

### 7. 個人情報保護法への対応（以下を申込者に周知して下さい。）

申込書に記載される個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は全日本剣道連盟および東京都剣道連盟が実施する本審査会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、剣道・居合道・杖道の普及発展のため、マスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

### 8. 注意事項

受審者の不正行為への対応について、受審者が試験中に不正行為をした場合、試験会場より退場してもらうことがある。また、解答を教えた者、見せた者も同様とする。

### 9. その他

(1) 筆記試験の3科目群のうち1科目群が不合格となった受審者は、再受審が認められます。

なお、本審査日より1年経過後、再受審は無効となりますので、ご留意下さい。

(2) 審査参加料払込後の返金については、3月27日（金）午後5時までに加盟団体を通じて理由を付した書面を（FAX可）を東京都剣道連盟あてに提出すること。なお、返金額は本連盟手数料5,500円、全剣連手数料2,200円を差し引いて8,800円を後日、加盟団体へ返金する。

# 西東京剣道連盟称号候補者推薦内規

## 1. 受審資格

(1) 東京都剣道連盟における級位・段位・称号の審査等に関する規定および実施要項第21条第2項の資格を有する者。

前項の資格(第21条第2項)は次による

錬士…東京都剣道連盟が認める審判講習会を3回以上(有効期間3年)受講し、かつ加盟団体等の主催する大会において5回以上の審判歴を有する者

教士…東京都剣道連盟が認める指導者講習会を3回以上(有効期間3年)受講し、かつ加盟団体等の認める指導場所において週1回、1年以上の指導歴を有する者

(2) 西東京剣道連盟において剣道錬士・教士称号の推薦条件について  
西東京剣道連盟の登録会員であって、次の条件を満たしている者。

① 剣道の指導的立場にあり、社会的見識を持つ者

② 西東京剣道連盟の活動に貢献している者

[合同稽古会3年で5回以上 各行事への参加・協力]

③ 受審資格の東京都剣道連盟が認める審判・指導者講習会3回以上の受講については、東京都剣道連盟、西東京剣道連盟の共催する講習会の受講を原則とする。

(やむを得ず他団体で受講するときは、西東京剣道連盟事務局を通じて申し込むこと)

※西東京剣道連盟では対象者を称号推薦委員会に諮ったうえ推薦条件、受審資格、実施要領に該当すると認められた者について東京都剣道連盟へ推薦する。

## 2. 実施要領

(1) 錬士を受審しようとする者の備えるべき要件

① 剣道実技の修練を続けている者

② 剣道の指導的立場にある者として、社会的識見に富み、健全な社会生活を営む者

③ 加盟団体が行う講習を受け、錬士として必要とされる、日本剣道形・審判法・指導法の知識、実技について能力の認定を受けている者

(2) 教士を受審しようとする者の備えるべき要件

① 剣道実技の修練を続けている者

② 錬士以下を指導する立場にある者として、社会的識見に富み、健全な社会生活を営む者

③ 全剣連または加盟団体が行う講習を受け、教士として必要とされる、日本剣道形・審判法・指導法の知識、実技について能力の認定を受け、かつ剣道の指導および審判の経験を有する者

※23年度より、中級上級ともに、認定者ならびに認定の条件を充たした者について、「全剣連社会体育指導員(上級)認定者は剣道称号「教士」筆記試験の免除、「全剣連社会体育指導員(中級)認定者は剣道称号「錬士」の小論文提出免除の対象者とする。(写添付)

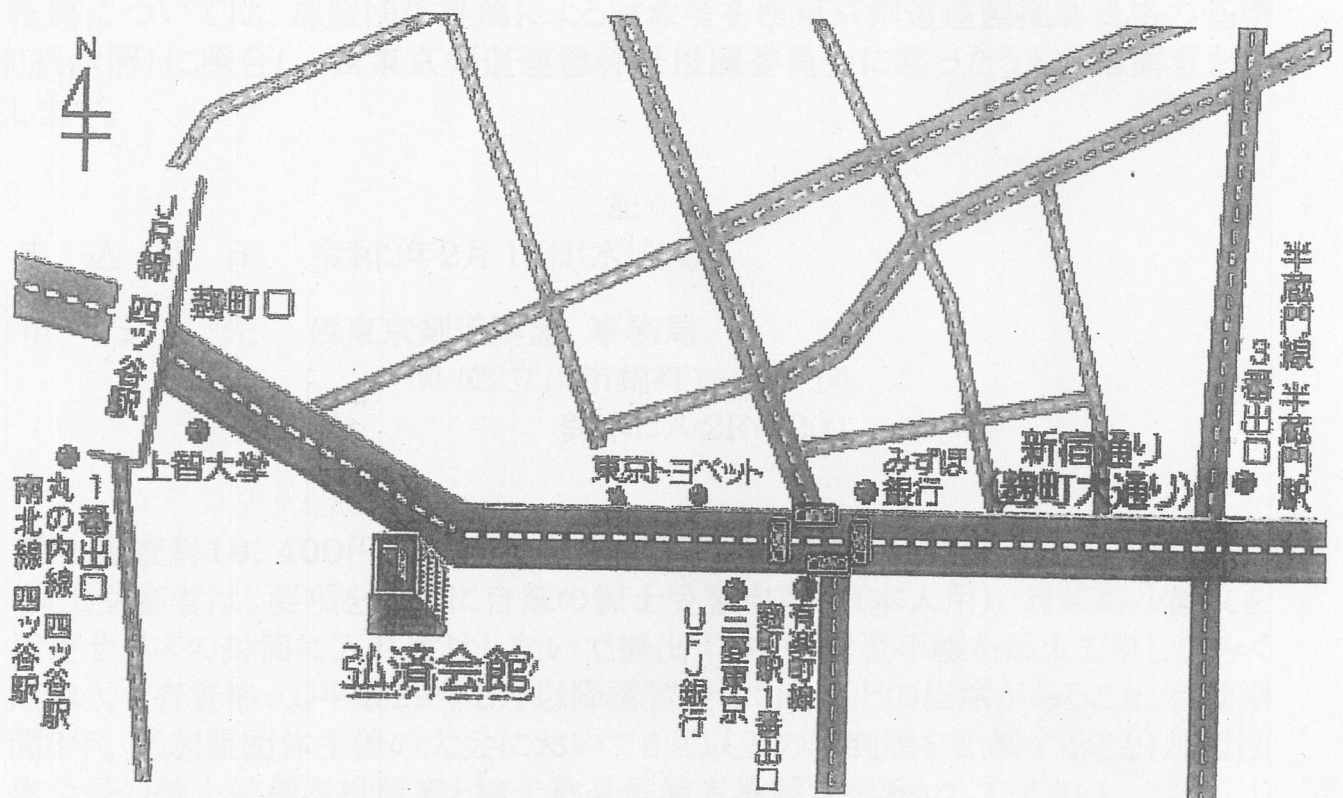
【会場名】 弘 濟 会 館

【所在地】 〒102-0083

東京都千代田区麴町5丁目1番地

【電 話】 03-5276-0333

## 案 内 図



### 【交通案内】

- JR 総武線、中央線 「四ツ谷駅」下車 麴町出口から徒歩5分
- 地下鉄丸ノ内線、南北線 「四ツ谷駅」下車 1番出口から徒歩5分
- 地下鉄有楽町線 「麴町駅」下車 2番出口から徒歩5分
- バス 新宿西口～三宅坂、晴海埠頭～四谷「麴町5丁目」下車 徒歩1分